

議案第 3 1 号

利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

利根町長 佐々木 喜 章

利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

利根町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年利根町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は，令和6年4月1日から施行する。